

（２）運営について

事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

13 相談、苦情、虐待等窓口

介護予防サービスに関する相談、苦情、また虐待等に関する相談は、当事業所窓口までお申し出下さい。

中第二地域包括支援センター（愛称：中第二あんしん長寿相談所）	責任者（管理者）：矢守友樹
電話 ０７７－５２１－１４７１	または ５２１－１４７２
ファックス ０７７－５２１－１４７３	

また、当事業所以外でも下記の窓口に相談、苦情等を伝えることができます。

株式会社うさぎメディケア（中第二地域包括支援センター運營業務受託者）	
電話 ０７７－５７２－８１７２	ファックス ０７７－５７２－８１７３
大津市役所健康福祉部 長寿福祉課	
電話 ０７７－５２８－２７４１	ファックス ０７７－５２６－８３８２
大津市役所健康福祉部 介護保険課	
電話 ０７７－５２８－２７５３	ファックス ０７７－５２６－８３８２
滋賀県国民健康保険団体連合会（大津市中央四丁目５番９号）	
電話 ０７７－５１０－６６０５	ファックス ０７７－５１０－６６０６

14 提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施なし

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 大津市栗津町１７－２１－２

株式会社うさぎメディケア

代表取締役 丹波卯子

事業所 大津市南志賀１丁目７－２７ 丸一荘１０２号

中第二地域包括支援センター

説明者

私は、本書面により事業所から重要事項の説明を受けました。

利用申込者

<住所>

<氏名>

㊞

重要事項の説明聴取に関する代理人

<住所>

<氏名>

㊞

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書（令和８年６月１日～）

1 事業者

事業者名	株式会社うさぎメディケア
所在地	大津市栗津町１７－２１－２
代表者	代表取締役 丹波卯子

2 事業所の概要（当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日など）

事業所名	中第二地域包括支援センター（愛称：中第二あんしん長寿相談所）
所在地	大津市南志賀１丁目７－２７丸一荘１０２号室
電話番号	０７７－５２１－１４７１、０７７－５２１－１４７２
ファックス	０７７－５２１－１４７３
営業日	月曜日～金曜日 （但し、祝祭日・１２月２９日～１月３日を除く）
営業時間	９時００分～１７時００分
事業所の指定番号	２５００１００１０８
サービス提供する通常の事業の実施地域（小学校区）	大津市内のうち滋賀、山中比叡平

3 職員体制

	資格等	員数	業務内容
管理者	社会福祉士	１名	事業所の職員および業務の一元的管理並びに法令遵守の指揮命令を行います。
担当職員	看護師	１名以上	利用者からの相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、サービスを適切に利用できるよう介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによる支援により利用者ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）を作成するとともに、指定介護予防サービス事業所等と連絡調整を行います。
	社会福祉士	１名以上	
	主任介護支援専門員	１名以上	
	介護支援専門員	１名以上	

4 事業の目的および運営の方針

（１）事業の目的

地域包括支援センターは、居宅において、可能な限りそれぞれの能力に応じて自立した日常生活を送っていただけるよう、一人一人に応じた介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。

（２）運営の方針

利用者の意思および人格を尊重し、関係機関と連携を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、公正中立に行います。

5 提供するサービスの内容

（１）介護予防サービス・支援計画の作成と各サービス提供事業者との調整

ア．居宅を訪問し、利用者と面接をして、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握します。

イ．利用者の目標とする生活、専門的観点から提案する目標と具体策、利用者やその家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援内容・期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成し、サービス事業者等との調整・会議を行います。

- ウ. 介護予防サービス・支援計画の内容については、利用者やその家族に説明し、文書で利用者の同意を得て、利用者・サービス事業者に交付します。
- エ. 利用者は、複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能であり、また当該事業者をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- オ. サービス事業者等に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を指導するとともに、サービス提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1ヶ月に1回聴取します。

（2）サービスの実施状況および課題の把握（モニタリング）

介護予防サービス・支援計画（以下計画という。）作成者は、計画の実施状況・新たな課題を把握するため、原則としてサービス提供開始月の翌月から3か月に1回、自宅を訪問して利用者と面接をし、その結果を記録するとともに、訪問しない月については、可能な限り利用されている通所サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めます。やむを得ない理由により面接ができない場合は、電話等により利用者に連絡し状況を確認します。また必要に応じて計画の変更、サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を提供します。

- ただし、以下の要件に該当する場合は、テレビ電話装置、その他の情報通信機器を活用した面接を可能とします。
- ア. テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- イ. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- a 利用者の心身の状態が安定していること
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。（家族サポートがある場合も含む）
 - c テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、サービス事業所から情報収集すること。

ウ. 少なくとも6月に1回は、利用者の居宅を訪問し面接すること。

その他、居宅を訪問する場合は、以下の通りです。

- ・介護予防サービス・支援計画に位置づけた期間が終了する月
 - ・利用者の状況に著しい変化があったとき
- なお、利用者は、入院した時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に伝えるように努めてください。

（3）介護予防サービス・支援計画の達成状況の評価

介護予防サービス・支援計画作成者は、介護予防サービス・支援計画に位置づけた期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画目標の達成状況について評価します。

（4）認定の更新等への協力、援助

利用者が要支援認定の変更や更新認定を受ける際に、申請を代わって行うなど、その他必要な援助を行います。

（5）利用者からの相談の対応

介護保険や介護予防についてご相談をお受けします。

【プライバシー(個人情報)の保護】

当事業所がサービスを提供する際に、利用者や家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し書面に署名をいただきます。また、ご家族様の情報についても同様に、あらかじめご家族に説明し署名をいただきます。

（6）業務の委託

事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成を居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

6 利用料

介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	4, 729円/月	介護予防支援、または介護予防ケアマネジメントを実施した場合に算定（基本報酬）
初回加算	3, 210円	新規にサービスを利用する月、2 か月以上サービス利用がなく再アセスメントにより再度サービス計画を作成しなおした場合、初回利用月に加算
委託連携加算	3, 210円	委託した居宅介護支援事業所と必要な連携をした場合、初回利用月に加算
介護職員等処遇改善加算	1か月の総単位数の2. 1%	介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを行う職員の賃金改善や職場環境改善を目的に、1か月の報酬(基本報酬、その他加算の合計)の2. 1%に相当する金額を加算

- *上記利用料は、全額保険給付されるため、利用者が支払う必要はありません。
- *保険料の滞納等により保険給付が直接事業者を支払われない場合、利用料は全額自己負担となります。その際、事業者が指定介護予防支援提供証明書を交付しますので、市の窓口で事業者が発行した領収証を添えて提出いただきますと全額払い戻しが受けられます。
- *支払期日から2か月以上遅延し、さらに支払の督促から15日以内にお支払がないときは、契約を解除した上で、未払分をお支払いいただくことになります。
- *その他の費用として、利用者に複写物を交付した場合、1枚当たり10円を申し受けます。

7 契約の解除等

利用者は申し出ることにより、契約を解除することができます。

事業者は、利用者又はその家族が、事業者やサービス事業所の職員で介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに従事する者に対して、契約を継続し難いほどの背信行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等）を行った場合、書面で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

また、市の被保険者の資格を喪失（転出や死亡）された場合、介護保険施設へ入所された場合、要介護区分が要介護1～5になられた場合、事業対象者に対する基本チェックリストで非該当となられた場合は、自動的に契約が終了します。

8 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償をします。

9 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

10 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修の機会を確保します。

11 非常災害発生時および感染症発症時の対応

事業者は、非常災害発生の際や感染症発症の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力することができる体制を構築します。

12 暴力団排除

（1）役員及び管理者、その他従業員について

事業所を運営する事業者の役員及び事業所の管理者その他従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)ではありません。